

『新宿力』で創造する、やすらぎとにぎわいのまち



令和5年度 新宿区職員募集案内(技能 I)

令和5年10月
新宿区

1 職種・採用予定数等

職種(職務名)	採用予定数	職務内容	主な勤務先
技能 I (自動車運転)	若干名	庁有車の運転等の職務 ※災害時等に大型バスをはじめとする 大型車両を運転することがあります。	区役所本庁舎、工事事務所等 ※屋内全面禁煙 (区役所本庁舎は敷地内屋外 に喫煙所有)

2 採用予定日

令和6年4月1日

3 受験資格

年齢等	国籍を問わず、平成元年4月2日以降に生まれた方(※) なお、受験できる日本国籍を有しない方の範囲は、「出入国管理及び難民認定法別表第2(永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者)に掲げる在留資格を有する方及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者」とします。 ※ 採用時点で35歳未満であることが採用の年齢要件です。
資格・免許	自動車運転の免許(AT限定を除く)を有する方(令和6年3月31日までに免許取得見込みの方も受験できます。ただし、令和6年3月31日までに免許が取得できない場合は採用しません。)

※ 現に新宿区の職員である方は受験できません(教育公務員・会計年度任用職員・臨時的任用職員・育児休業代替任期付職員・非常勤職員を除く。)

※ 地方公務員法等で選考を受けることができないとされる方は受験できません(以下の<参考>を参照)。

<参考>【地方公務員法第16条】

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(注) 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者は受験できません。

4 選考日程

(1) 第1次選考

日 時 会 場	令和5年12月17日(日) 新宿区内施設 ◆詳細は受験票に記載してお知らせします。	
選考方法	筆 記 試 験	《 五肢択一60分 / 出題数20問 》 一般教養分野(文章理解・数的処理・判断推理・憲法等)
	作 文	《 課題式 60分 / 800字程度 》
結果発表	令和5年12月下旬	◆発表日等は第1次選考日にお知らせします。 ◆結果は合否にかかわらず受験者全員にお知らせします。

(2) 第2次選考(第1次選考合格者のみ対象)

日 時 会 場	令和6年1月中旬(予定) 新宿区役所 ◆詳細は第1次選考合格通知に記載してお知らせします。	
選考方法	面接 《 個別面接 》	
結果発表	令和6年1月下旬	◆発表日等は第2次選考日にお知らせします。

5 受験手続 **※同日程で実施予定の職員採用選考との併願はできません。**

所定の申込書「令和5年度新宿区職員採用選考(技能Ⅰ)受験申込書」に、申込書裏面の記入上の注意をよくお読みのうえ必要事項を記入し、自署欄に署名をして、以下のとおり提出してください。

なお、申込書類は一切返却いたしません。

申 込 方 法	<p>郵送または持参による。</p> <p><提出書類></p> <ul style="list-style-type: none"> ・申込書 ・運転記録証明書(過去5年分)の原本 <p>※項目6をご参照ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・返信用封筒【長形3号(120×235ミリ)】 <p>※ご自分の住所、氏名を記載し、82円切手を貼ったもの。</p> <p><郵送の場合></p> <p>A4版が入る大きさの封筒(角形2号)に申込書・運転記録証明書及び返信用封筒を入れ、表に赤字で「新宿区職員採用選考(技能Ⅰ)申込書在中」と明記し、簡易書留で郵送してください。簡易書留によらないものの事故については責任を負いません。</p>
申 込 受付日時	<p>令和5年10月25日(水) ~ 令和5年11月30日(木) (必着)</p> <p>◆持参は上記期間の土曜、日曜、休日を除く午前8時30分から午後5時までとします。</p>
申 込 受付場所	<p>〒160-8484 東京都新宿区歌舞伎町1-4-1</p> <p>新宿区総務部人事課人事係(区役所本庁舎3階)</p>

6 運転記録証明書の提出について

本採用選考申込時に運転記録証明書(過去5年分)の原本をご提出ください。なお、申込期間中に提出が間に合わない場合は、第一次選考当日までに必ずご提出ください。また、免許取得見込みの方で過去に運転記録の無い方については、提出不要です。

《運転記録証明書の詳細》

運転記録証明書とは、自動車安全運転センターが発行する証明書で、過去(最長5年)の交通違反、交通事故、運転免許の行政処分の記録について証明するものです。

証明書の発行には、申請手続きから受け取りまでに概ね2週間程度の時間を要します。なお、交付手数料(自己負担)が別途必要となります。

詳しくは、自動車安全運転センターのホームページ(<https://www.jsdc.or.jp/>)をご参照ください。

7 受験票の送付

受験票は令和5年12月5日(火)頃に郵送します。受験票が令和5年12月8日(金)までに届かない場合は、令和5年12月11日(月)正午までに人事課人事係へお問い合わせください。

8 勤務条件(令和5年4月1日現在)

勤務時間	原則として午前8時30分から午後5時15分まで、休憩時間を除き7時間45分勤務です。
休日	原則として、土・日曜日、国民の祝日、年末年始が休みです。
休暇	1年(暦年)に20日(4月採用者は採用年には15日)の年次有給休暇があります。 そのほかに夏季休暇、慶弔休暇、妊娠出産休暇、育児休業等があります。
初任給	地域手当を含めた給与月額は、 20歳で約182,000円、30歳で約211,000円 となります。 このほかに扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給されます。 なお、採用前に給与改定が行われた場合は、その定めるところによります。

9 福利厚生制度

新宿区の職員になると、東京都職員共済組合(東京都と23区の職員で構成)、特別区職員互助組合(23区の職員で構成)、及び新宿区職員互助会に加入することになり、職員とその家族のために、次のような福利厚生制度が備えられています。

東京都職員共済組合	健康保険・年金事業のほか、人間ドックや保養施設等の福祉事業を行っています。
特別区職員互助組合	団体契約保険事業、ライフプラン事業、会員制施設事業、生活支援・リフレッシュ事業、各種相談事業等を行っています。
新宿区職員互助会	職員自らが選択したレクリエーション等のメニューに一定の補助を行うカフェテリアプラン事業、各種祝金等の給付事業等を行っています。
その他	健康管理としての定期健康診断の実施や、被服の貸与があります。

10 個人情報の取り扱いについて

本採用選考の実施にあたり、申込書等により収集した個人情報については、本採用選考業務にのみ使用します。

【問い合わせ先】

〒160-8484 東京都新宿区歌舞伎町1-4-1 新宿区総務部人事課人事係

☎ 03 (5273) 4053 (人事係直通) (新宿区役所本庁舎3階)

(土日・休日を除く午前8時30分から午後5時まで)